

「OTC類似薬」の保険適用除外について慎重な検討を求める意見書

現在、公的医療保険の給付費抑制を目的として、市販薬と主たる成分を同じくする医療用医薬品を「OTC類似薬」と位置づけ、保険適用から除外することについての検討が行われています。

かねてより、公的医療費の抑制と国民の健康意識向上を目的として、軽度な症状に対して患者が自ら適切な市販薬を使用する「セルフメディケーション」が推奨されてきました。「OTC類似薬」の保険適用除外はその拡大と位置付けられていますが、「OTC類似薬」は市販薬と近いものではあっても軽症の患者にのみ処方されるものではなく、咳止めや鎮痛剤、皮膚炎薬などは、難治性の病気や重度な症状の患者に対して苦痛の緩和や状態の維持を目的に処方されることも多いものです。保険適用からの除外はこうした患者の負担を増やし、深刻な影響を及ぼすこととなります。特に一部負担金に対する医療費助成が行われている難病患者、障害者、乳幼児等では、保険適用除外によってこれらの助成対象からも外れることになり、きわめて大きな自己負担の増加が発生することとなります。経済的理由により必要にもかかわらず薬の使用を中断して症状を悪化させたり、薬代が生計を圧迫して日常生活にも影響を及ぼすなどの恐れがあります。感冒など軽い病気への自己管理を趣旨とする「セルフメディケーション」と同じように考えることはできません。

また市販薬は一般に、長期連続使用は推奨されておらず、症状が持続する場合は漫然と使用することなく医師の診断を受けることが奨められています。これは不適切な長期使用による健康被害の危険性や、一時的な症状の改善によってより深刻な病気を見逃すことが懸念されるためです。「OTC類似薬」を保険適用除外した場合、時間のかかる受診を避けて市販薬を長期連続使用する傾向が強まり、国民の健康水準にも悪影響を及ぼすおそれがあります。

「OTC類似薬」の保険適用除外については、日本医師会をはじめとする医療関係団体、また難病患者団体などからも懸念が表明されています。公的医療保険給付の対象については不断に検証が必要ですが、財政的な視点のみで考えるべきではなく、医療としての妥当性、国民の健康保持に対する有益性を重視して検討されるべきです。

国におかれては、「OTC類似薬」の保険適用除外について医学的知見や患者の意見を重視し、慎重な検討を行うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年12月12日

大和高田市議会